

## (年金制度) : もう1つの年金一元化

公的年金の一元化に関する議論が盛んになっているが、公的年金改革と一体的に考えられるべき私的年金の優遇措置については、あまり議論されていない。少子高齢化に伴い公的年金の給付削減が避けられない中、諸外国の優遇税制一元化を参考にするなど、私的年金優遇策の議論を始めるべきではないだろうか。

与野党協議や経済財政諮問会議、あるいは政府税調や有識者会議において、社会保障の見直し、特に年金一元化の問題が議論されている。与野党間では、サラリーマンを対象とする厚生年金と公務員等を対象とする共済年金（国家公務員共済、地方公務員共済、私学共済）の統合をまず検討すべきとする与党と、国民年金も含めた一元化を実現すべきとする民主党との間で意見が分かれている。しかし、今後少子高齢化が進むことを考慮すれば、現役世代の負担をあまり増やさないように、引退世代の年金給付を減額せざるを得ないことは、いずれの一元化であっても不可避な状況ではないだろうか。

そこで重要になってくるのが、企業年金や個人年金などの私的年金による老後所得確保である。しかしながら、現在の日本では、老後所得に占める私的年金の割合は非常に小さい。例えば、国民生活基礎調査では、高齢者の所得のうち、私的年金が含まれる「仕送り・その他の所得」の割合が4%程度に止まっている（図表1）。現役世代についても、企業年金に加入しているのは厚生年金被保険者の約3分の2、個人年金に加入しているのは公的年金被保険者の約3分の1にすぎないとみられる。公的年金が縮小せざるを得ない中で、私的年金の充実をどのように図っていくかが、今後の大きな論点の1つになるのは間違いない。

図表1 高齢者世帯の所得の内訳

年	項目	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	家賃・地代の所得	利子・配当金	年金以外の社会保障給付金	仕送り・その他の所得
1990	金額	264万円	64万円	158万円	19万円	7万円	7万円	9万円
	割合	100.0%	24.1%	60.0%	7.1%	2.8%	2.5%	3.5%
1995	金額	317万円	79万円	199万円	22万円	4万円	3万円	12万円
	割合	100.0%	24.8%	62.7%	6.8%	1.2%	0.9%	3.7%
2000	金額	320万円	66万円	210万円	20万円	5万円	5万円	14万円
	割合	100.0%	20.5%	65.7%	6.4%	1.5%	1.6%	4.4%
2002	金額	305万円	61万円	204万円	19万円	3万円	4万円	13万円
	割合	100.0%	19.9%	67.0%	6.4%	1.0%	1.3%	4.4%

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

私的年金を優遇する政策はいくつか考えられるが、その中でも大きなポイントは税制であろう。昨秋引き上げられた確定拠出年金の拠出限度額のように、その優遇水準も確かに重要であるが、日本の私的年金税制には、他にも改善すべき点がある。それは、制度によって分立している優遇制度（図表2）の整理・統合である。

現在の制度では、例えば確定拠出年金の拠出上限額は個人型と企業型で異なる。さらに企業型の上限額は、給付の多寡に関わらず、企業に厚生年金基金や確定給付企業年金制度があるかどうかだけで、2倍の開きがある。加えて、専業主婦などの国民年金の第3号被保険者や公務員は、確定拠出年金に加入できない。また、中小企業退職金共済制度や財形年金貯蓄、個人年金保険なども別個の制度として存在し、拠出時の非課税枠だけでなく、受給時の課税方法も制度によって異なっている。

図表2 現行の私的年金優遇税制

	拠出段階		運用段階		支給段階	
	事業主拠出分	加入者拠出分	事業主拠出分	加入者拠出分	年金(分割払い)	一時金(一括払い)
厚生年金基金	非課税(損金) (従業員の給与とみなさず)	所得控除(社会保険料控除)	代行部分の2.84倍まで非課税 (超過分は課税)	非課税	雑所得課税 (公的年金等控除)	退職所得課税
確定給付企業年金・適格退職年金	非課税(損金) (従業員の給与とみなさず)	生命保険料控除(超過分は課税後給与から拠出)	特別法人税課税(凍結中)	非課税	加入者拠出分は非課税 事業主拠出分は雑所得課税 (公的年金等控除)	加入者拠出分は非課税 事業主拠出分は退職所得課税
確定拠出年金(企業型)	他の企業年金なし=年55.2万円まで、他の企業年金あり=年27.6万円まで非課税(超過拠出不可) (従業員の給与とみなさず)	-	特別法人税課税(凍結中)	-	雑所得課税 (公的年金等控除)	退職所得課税
中小企業退職金共済制度	非課税(損金) (従業員の給与とみなさず)	-	非課税	-	雑所得課税 (公的年金等控除)	退職所得課税
確定拠出年金(個人型)	-	第1号=81.6万円まで(国民年金基金と通算)、第2号=21.6万円まで非課税(小規模企業等共済掛金控除)(超過拠出不可)	-	特別法人税課税(凍結中)	雑所得課税 (公的年金等控除)	退職所得課税
国民年金基金	-	81.6万円まで非課税(社会保険料控除)(超過拠出不可、確定拠出年金個人型と通算)	-	非課税	雑所得課税 (公的年金等控除)	-
個人年金保険(税制適格)	-	個人年金保険料控除(支払保険料の1/2を5万円まで控除)	-	非課税	雑所得課税(払込保険料相当分を控除・公的年金等控除なし)	一時所得課税(払込保険料相当分を控除)
個人年金保険(税制非適格の生保商品)	-	生命保険料控除(支払保険料の1/2を5万円まで控除)	-	非課税	雑所得課税(払込保険料相当分を控除・公的年金等控除なし)	一時所得課税(払込保険料相当分を控除)
財形年金貯蓄	年10万円まで非課税(損金) (従業員には、7年毎の給付時に一時所得課税)	課税	特別法人税課税(凍結中)	貯蓄型=元本550万円、保険型=払込累計385万円、まで非課税	非課税(貯蓄の引き出しと同様の考え方)	目的外解約時に、貯蓄型は過去5年間の利息に20%課税。保険型は一時所得課税(払込保険料相当を控除)
一時金	課税	-	-	-	-	退職所得課税(勤続年数20年まで年間40万円、勤続年数20年超は年間70万円を収入金額から控除差し引いた額×1/2に分離課税)

こういった問題は日本特有の問題ではないが、私的年金の充実を図るために改革が進められている国もある。例えばカナダでは、企業年金(給付建て・拠出建てを問わず)に対して適用されるRPPと個人年金向けのRRSPがあり、両者の間で非課税枠が共有されている。イギリスでも、現行の8つに分かれた優遇制度が、給付建てか拠出建てか、企業年金か個人年金かを問わず、2006年から1つの制度に統合されることが既に決まっている。

優遇の水準は、各国の公的年金制度が異なるため一律には比較できないが、簡素で中立的な税制のあり方は日本にとっても参考になろう。また、優遇水準の拡充を議論する際にも、制度ごとに優遇水準を検討するのではなく、優遇制度を一元化して全体の優遇水準を定め、どの制度にするかは企業や加入者の選択に任せる方法も考えられよう。公的年金の一元化と合わせて、民間の企業年金と共済年金の職域部分、さらには個人年金について、今後どのように優遇策を充実させていくのか、議論し始めるべきではなからうか。

(中嶋 邦夫)